

○登別市簡易水道事業条例

平成 7 年 9 月 26 日

条例第 9 号

注 平成 30 年 1 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市に簡易水道を設置し、簡易水道事業を經營するとともに、給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第 2 条 簡易水道事業の給水区域は、札内町、千歳町、新栄町、来馬町及び富浦町の一部区域とする。

(平 30 条例 30 ・一部改正)

(事務所)

第 3 条 簡易水道事業の主たる事務所は、登別市中央町 6 丁目 11 番地に置く。

(平 30 条例 30 ・一部改正)

(料金)

第 4 条 料金は、計量制とし、別表の料金表に基づき算定した合計額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める消費税相当額を加算した額を使用者から徴収する。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

2 前項の用途区分は次のとおりとする。

- (1) 家事用 家事に用いるもの
- (2) 営農用 農業に用いるもの
- (3) 併用 1 つの量水器で家事用と営農用に用いるもの
- (4) 事業用 農業以外の事業に用いるもの

(平 30 条例 30 ・旧第 7 条繰上・一部改正)

(補則)

第 5 条 この条例で定めるもののほか、給水、給水装置、給水装置の設計及び工事、使用水量の計量、料金の算定及び徴収並びに違反処分等については、登別市水道事業条例（昭和 34 年条例第 7 号）の例による。

(平 30 条例 30 ・旧第 8 条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成8年規則第12号で平成8年4月15日から施行)

(経過措置)

- 2 第7条に規定する消費税相当額は、特別会計を設置した年度から適用する。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の登別市営農用水施設管理条例に基づき営農用水を使用していた者が、継続してこの条例による簡易水道を使用している場合の使用料の規定は、この条例の施行の日の属する月分の簡易水道の使用料から適用する。

(登別市営農用水施設管理条例の廃止)

- 4 登別市営農用水施設管理条例（昭和53年条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成10年条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条の規定にかかわらず、平成11年3月31日の時点において、現に給水を受けており、かつ、給水に係る使用料金を支払っているものについては、平成11年度から平成13年度までの使用料金を附則別表のとおりとする。

附則別表

(1月あたり)

用途別		区分	料金		
			平成11年度	平成12年度	平成13年度
家	基本料金		580円	600円	620円
事	計量料金	1m ³ 以上5m ³ まで1m ³ につき	15円	30円	45円
用		6〃 10〃	29円	58円	86円
		11〃 20〃	34円	68円	101円
		21〃 1m ³ 増すごとに	66円	98円	129円
営	基本料金		580円	600円	620円
農	計量料金	1m ³ 以上20m ³ まで1m ³ につき	9円	18円	27円
用		21〃 1m ³ 増すごとに	35円	35円	35円

併用	基本料金		580円	600円	620円
計量料金	1m ³ 以上5m ³ まで1m ³ につき	15円	30円	45円	
	6〃 10〃	29円	58円	86円	
	11〃 20〃	34円	68円	101円	
	21〃 1m ³ 増すごとに	35円	35円	35円	
事業用	基本料金	740円	920円	1,100円	
計量料金	1m ³ 以上10m ³ まで1m ³ につき	28円	55円	83円	
	11〃 20〃	35円	70円	105円	
	21〃 30〃	61円	88円	114円	
	31〃 50〃	66円	98円	129円	
	51〃 100〃	76円	118円	159円	
	101〃 1m ³ 増すごとに	84円	133円	181円	

附 則（平成30年条例第30号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の登別市簡易水道事業条例別表の規定は、施行日以後の使用分として徴収する料金について適用し、その適用期間については別表のとおりとする。

別表（第4条関係）

（令元条例23・全改）

料金表

（1月につき）

用途別	区分	料金		
		令和2年2月 1日から 4年1月31 日まで	令和4年2月 1日から 6年1月31 日まで	令和6年2月 1日以降

家	基本料金		735円	830円	924円
事 用	計量料金	1m ³ 以上5m ³ まで1m ³ につき	70円	80円	90円
		6〃 10〃	137円	159円	180円
		11〃 20〃	161円	186円	211円
		21〃 1m ³ 増すごとに	190円	219円	248円
當	基本料金		735円	830円	924円
農 用	計量料金	1m ³ ごとに	45円	55円	65円
併 用	基本料金		735円	830円	924円
	計量料金	1m ³ 以上5m ³ まで1m ³ につき	70円	80円	90円
		6〃 10〃	137円	159円	180円
		11〃 20〃	161円	186円	211円
		21〃 1m ³ 増すごとに	45円	55円	65円
事 業 用	基本料金		1, 472円	1, 663円	1, 854円
	計量料金	1m ³ 以上10m ³ まで1m ³ につき	131円	152円	173円
		11〃 30〃	168円	195円	222円
		31〃 50〃	190円	220円	250円
		51〃 100〃	235円	269円	304円
		101〃 1m ³ 増すごとに	267円	304円	341円